

老人保健特別会計

この特別会計には
3億330万円
の予算を計上しています。

担当：保健福祉部 保健医療課 医療給付係 TEL39-2310

平成20年4月から後期高齢者医療制度への移行により、平成20年度予算は平成20年3月診療分の支出となっています。

元気なお年寄りになっていただくために、病気予防のための健康診査や、長期間にわたり治療しなければならないといった、お年寄りに特有な病気の治療が適切に行われるように昭和57年に制定された「老人保健法」に基づく制度です。

老人保健法による医療に要する費用は患者負担のほか、公費負担（税金）と若い世代が負担する拠出金により支えられています。

医療保険拠出金（国保・政管健保・共済組合等）	1億5,626万円
国の負担額	9,659万円
北海道の負担額	2,415万円
富良野市の負担額等	2,630万円

○ 対象者

75歳以上（一定の障害のある方は65歳以上）の方は「老人保健制度」で医療を受けることとなります。なお、平成14年9月30日の時点で70歳以上の方も老人保健制度の対象となります。

○ 医療給付事業 3億30万円

病気やけがで診療を受けたときに医療費の9割（一定以上の所得がある方は7割）を老人保健で負担します。

《老人保健でお医者さんにかかったときに自分で支払う費用（負担割合）》

外 来	入 院	一定以上所得者
1割を負担します。 （一定以上所得者は3割）	1割を負担します。 （一定以上所得者は3割） ※ 患者負担限度額までの負担	収入額が383万円以上（2人以上の世帯の方は世帯合計の収入額が520万円以上）の70歳以上の方または老人保健対象者がいる方。 ※税制改正に伴う経過措置（平成18年8月から2年間）「自己負担限度額」についてのみ「一般」を適用します。

老人保健特別会計

★税制改正に伴う経過措置★〔平成18年8月1日から2年間、適用されます〕

- 公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴って一定以上所得者になる人で、次のいずれかにあてはまる人については、「自己負担限度額」についてのみ「一般」を適用します。

1	課税所得	145万円以上213万円未満	
※2	収入の合計金額	1人世帯	383万円以上 484万円未満
		2人以上世帯	520万円以上 621万円未満

※2の場合は、申請が必要です。

- 老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴い、世帯は住民税非課税世帯となるが、一部が住民税非課税になる場合、住民税非課税者については、「自己負担限度額」及び「入院時食事代の標準負担額」は「低所得Ⅱ」※を適用します。 ※ 老齢福祉年金受給者は「低所得Ⅰ」を適用します。

